平成 24 年５月 15 日

各　位

会社名　　株式会社　愛知銀行
代表者名　　取締役頭取　幅　健三
コード番号　8527　東証第１部、名証第１部
問合せ先　　取締役経営管理部長　林　登
（TEL 052-251-3211）

役員退職慰労金制度の廃止および株式報酬型ストックオプション導入に関するお知らせ

愛知銀行（頭取　幅　健三）では、本日開催の取締役会において、役員報酬制度の見直しを行い、役員退職慰労金制度の廃止、取締役および監査役の報酬額の改定、取締役に対する株式報酬型ストックオプションの導入に関する議案を、平成 24 年６月 22 日開催予定の第 103 期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

１．目的

企業統治（コーポレート・ガバナンス）強化の一環として、株価変動のメリットとリスクを株主の皆様と共有し、中長期の企業価値向上、株価上昇への意欲や士気を一層高め、株主を重視した経営を更に推進することを目的とします。

２．内容

（１）役員退職慰労金制度の廃止

従来の役員退職慰労金制度を平成 24 年６月 22 日開催予定の定時株主総会をもって廃止いたします。なお、当該株主総会後も引き続き在任する取締役および監査役につきましては、当該定時株主総会終結までの在任期間に応じた役員退職慰労金を打ち切り支給する旨の議案を当該定時株主総会に付議いたします。

なお、その支給時期につきましては、当該取締役および監査役の退任時といたします。

（２）取締役および監査役の報酬額の改定

取締役および監査役の報酬額は、平成 18 年６月 29 日開催の第 97 期定時株主総会において、取締役の報酬額を年額 220 百万円以内、監査役の報酬額を年額 40 百万円以内とご承認いただき今日に至っておりますが、今般の役員報酬制度の見直しによる役員退職慰労金制度の廃止等、諸般の事情を勘案し、取締役および監査役の報酬額を改定する旨の議案を平成 24 年６月 22 日開催予定の定時株主総会に付議いたします。

（３）株式報酬型ストックオプションの導入

当行の企業価値を反映した株価と役員報酬の連動性を高めるため、取締役（社外取締役を除く）に対し、権利行使価額を１株当たり１円に設定した株式報酬型ストックオプションを導入する旨の議案を平成 24 年６月 22 日開催予定の定時株主総会に付議いたします。

なお、取締役に対し株式報酬型ストックオプションとして発行する新株予約権の具体的な内容は、別紙「株式報酬型ストックオプション（新株予約権）の内容」のとおりです。

以　上

＜別紙＞

株式報酬型ストックオプション（新株予約権）の内容

１．新株予約権の総数ならびに目的となる株式の種類および数

新株予約権の総数は、300 個を１年間の上限とする。

目的となる株式の種類は、当行普通株式とする。

新株予約権１個当たりの目的となる株式数（以下、「付与株式数」という。）は、100 株とする。

当行普通株式 30,000 株を、１年間に交付を受けることができる株式数の上限とする。

なお、付与株式数が調整された場合には、取締役（社外取締役を除く）に交付する株式の総数につき、調整後の付与株式数に上記の新株予約権の上限を乗じた数を上限とする。

付与株式数の調整は、本議案の決議の日（以下、「決議日」という。）以降、当行が当行普通株式の株式分割（当行普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）または株式併合を行う場合には、次の算式により行い、調整の結果生じる１株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割または株式併合の比率

また、決議日以降、当行が合併または会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当行は、合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができる。

２．新株予約権の払込金額

新株予約権１個当たりの払込金額は、新株予約権の割当日においてブラック・ショールズ・モデルにより算定される公正な評価額とする。なお、新株予約権の割当てを受けた者（以下、「新株予約権者」という。）は、当該払込金額の払込みに代えて当行に対する報酬債権と相殺するものとする。

３．新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式１株当たりの行使価額を１円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

４．新株予約権を行使できる期間

新株予約権の割当日の翌日から 30 年以内の範囲で、取締役会において定める。

５．その他の新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、上記の権利行使期間内において、当行の取締役および監査役のいずれの地位をも喪失した日の翌日以降、新株予約権を行使することができるものとするなど、新株予約権の行使の条件については、取締役会において定める。

６．新株予約権の譲渡制限

譲渡による新株予約権の取得については、当行の取締役会の決議による承認を要する。

以　上